

金融円滑化への取り組みについて

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、紀陽銀行の金融円滑化に向けた基本方針は変わりません。

紀陽銀行では、地域金融の円滑化は最も重要な社会的役割の一つであると認識し、金融仲介機能を最大限に発揮するよう、かねてより積極的に取り組んでまいりました。

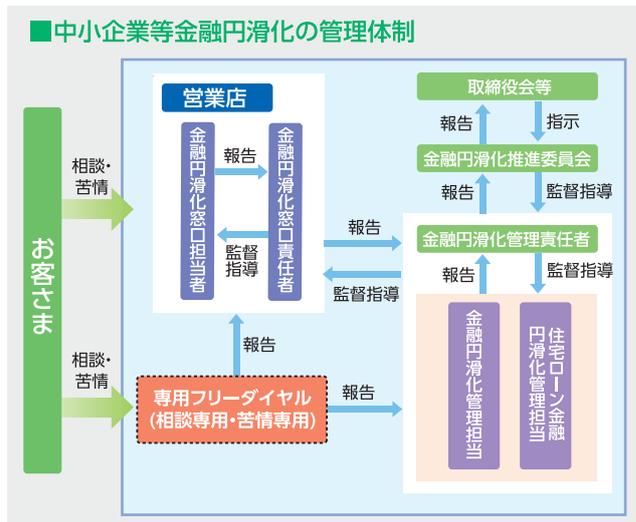
また、中小企業金融円滑化法の主旨を踏まえ、平成22年1月には中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針を制定し、よりきめ細やかな対応を行うとともに、こうした取組姿勢等をお客さまにご理解いただき、安心してお取引をいただけるよう努めてまいりました。

この中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって期限を迎えましたが、法期限到来後も金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わるものではありません。

これまでどおり、お客さまからの経営課題や資金繰り等のご相談に対しては、ご要望を真摯にお伺いし、丁寧な対応に努めてまいりますので、どうぞお気軽にお取引の本支店へご相談ください。

金融円滑化に関する基本方針

- お客さまからの返済条件変更や新規融資のご相談やお申込みに対しては、ご要望を真摯にお伺いし、可能な限りお客さまのご希望に沿うように努めてまいります。
- 個人保証の取得にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン^(※)」に基づき適切に対応するとともに、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めてまいります。
(※)平成25年12月5日に、「経営者保証に関するガイドライン研究会」(日本商工会議所と全国銀行協会が事務局)が公表したガイドライン。
- お客さまから返済条件変更等のお申込みがあった場合には、内容の記録を徹底するとともに、その進捗管理を徹底してまいります。
- お客さまから返済条件変更等のお申込みがあった場合には、迅速な対応を行ってまいります。また、返済条件変更等を行った後も、適切な対応に努めてまいります。
- 何らかの理由でお客さまのご希望に沿えない場合には、迅速に、可能な限り具体的かつ丁寧な説明を行ってまいります。
- お客さまから同意をいただいたうえで、お客さまがご利用されている他の金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、住宅金融支援機構等とも連携して返済条件変更等の対応を行ってまいります。
- お客さまからの金融円滑化に関する苦情相談等に対しては、真摯にお伺いし、適切な対応に努めてまいります。



金融円滑化への取り組み状況について

貸付条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の額および件数

	債務者が中小企業者である場合		債務者が住宅資金借入者である場合	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	28,305件	8,366億円	1,979件	315億円
うち、実行に係る貸付債権	26,510件	7,914億円	1,451件	223億円
うち、謝絶に係る貸付債権	641件	181億円	117件	23億円
うち、審査中の貸付債権	333件	83億円	8件	1億円
うち、取下げに係る貸付債権	821件	187億円	403件	67億円

(注)・記載している計数は、平成21年12月4日以降平成27年3月末までの累計。
・謝絶に係る貸付債権には、貸付条件の変更等のお申込みの日から3か月を経過したことにより謝絶として計上しているものを含みます。

金融円滑化のご相談やお申込み受付窓口

紀陽銀行では基本方針に基づき個人事業主さまや中小企業の皆さまの資金繰りに関するご相談や、住宅ローンをご利用のお客さまからのご返済に関するご相談に、より積極的により真摯に取り組むため、相談受付専用フリーダイヤルや苦情相談専用フリーダイヤルを設けるなど、受付体制の充実を図っております。

相談・申込受付拠点	窓口受付時間	電話受付時間
営業店	平日 9:00~15:00	平日 9:00~17:00
住宅ローンセンター	平日 9:00~17:00	平日 9:00~17:00
ビジネスサポートセンター	平日 9:00~15:00	平日 9:00~17:00
相談受付専用フリーダイヤル	0120-760892	平日 9:00~19:00 土日祝 10:00~16:00
苦情相談専用フリーダイヤル	0120-212289	平日 9:00~17:00

※金融円滑化への取り組みについては、株式会社紀陽銀行ホームページ等を通じてお知らせしております。
URL http://www.kiyobank.co.jp/kinyu_enkatsuka.html